保全ニュース 九州

第45号 (2014年7月)

目次

- ■BIMMS-Nに関するお知らせ
- ■官庁施設保全連絡会議について
- ■建物の不具合をなくしましょう!!

(その18 屋外編)

- ■忘れていませんか?(国の建物点検)
- ■台風、大雨への「事前の備え」は大丈夫ですか?
- ■今夏の電力需給対策について

BIMMS-Nに関するお知らせ

国の建物(官庁施設)の管理者にご利用いただいているBIMMS-N(官庁施設情報管理システム)に ついてのお知らせです。

1. 保全実態調査・官庁建物実態調査の回答入力期間にご注意ください!!

第1グループ(裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省)の回答入力期間は、6月27日 (金)で終了しました。 ご協力有難うございました。

第2グループ(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)の回答入力期間は 7月11日(金)までです。引き続きよろしくお願いします。

第1・第2グループとも、回答入力後、もし修正等がございましたら、最寄りの保全指導・監督室又は各営繕 事務所までご連絡ください。

2. BIMMS-Nの操作説明会を開催しました

今年5月、計3日間にわたり、福岡県久留米市の九州技術事務所にて、パ ソコンでの実演習を交えた操作説明会を開催しました。国の39機関・57名 の方に参加いただき、保全実態調査や官庁建物実態調査の実施に関する ポイントのほか、BIMMS-Nによる中長期保全計画の作成方法、点検記録 修繕履歴の情報管理方法について説明しました。

来年度も同様の操作説明会を開催予定ですので、是非ご参加ください。



■官庁施設保全連絡会議について

6月13日(金)、福岡第2合同庁舎にて、国のブロック機 関の施設保全責任者を主な対象とした「九州ブロック官庁施設 保全連絡会議」を開催しました。

国の31機関・41名の方に参加いただき、主に保全業務の施 策に関する情報提供や意見交換を行いました。

今年7月、九州地方の各地区にて、国や地方公共団体、独立 行政法人の施設管理担当者を対象に、保全業務の実務に関す る会議を開催します(下表参照)。

施設管理に必要な基礎知識 やポイントの解説も予定していますので、是非ご参加ください。

九州ブロック官庁施設保全連絡会議

【議題】

- ◇国家機関の建築物等の保全の現況について
- ◇国家機関の建築物等の点検について
- ◇官庁施設のインフラ長寿命化について
- ◇官庁施設の改修等の予算について
- ◇保全に関する予算について
- ◇保全に関する情報提供
- *会議終了後「保全相談コーナー」を開設しました。



ブロック会議

【今後の日程】

会 議	開催日	開催地	開催場所
福岡・佐賀地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月 9日(水)	福岡市	福岡第2合同庁舎
熊本地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月11日(金)	熊本市	熊本地方合同庁舎
大分地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月15日(火)	大分市	大分河川国道事務所
宮崎地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月16日(水)	宮崎市	宮崎法務総合庁舎
長崎地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月18日(金)	長崎市	長崎県総合福祉センター
鹿児島地区官庁施設保全連絡会議	平成26年7月23日(水)	鹿児島市	鹿児島合同庁舎

■建物の不具合をなくしましょう!!(その18 屋外編)

前号44号では、建物の屋上やその回りで見られる「事前に不具合を知らせるサイン(兆候)」 を紹介しました。

今号でも、このサイン(兆候)の一例として、建物の外部(屋外)で見られる「金属類のサビ」を 取りあげます。

屋外で見られる「金属類のサビ」 ~ 放っておくと危険!!~



腐食した屋外キュービクルの屋根 【設備内部への漏水のおそれ】



腐食した雨どいの取付金具 【配管の崩落のおそれ】



腐食した設備配管 【漏電や感電のおそれ】



建物の屋外には鉄等の金属類でできた部位や設備 がたくさんあります。

それらの表面は、建物の新築時は、風雨や日光に よる腐食への対策として塗装等で保護されています。 しかし、経年劣化により保護層が弱れば、表面は露 出し、やがてサビが発生します。

一度サビが発生すると、進行を止めるのは容易で はありません。サビは、建物の機能に支障をきたし たり、時には安全を脅かしたり、その影響はさまざ まです。

薄く発生したサビは定期的に落とすなどしてサビ を深部にまで進行させない早めの対応に心がけてく ださい。



【開閉動作に支障をきたす】



沿岸地域などでは、サビに強いとされているステンレス でも腐食することがあります。

これは海風により運ばれた塩分等の不純物が表面に付着 し、サビの発生を誘発することが要因のひとつと考えられ

塩害のおそれがある地域では、定期的に目視確認を行っ てください。

建物をより安全に、より長く使用していただくために これらのサイン(兆候)を見逃さないように定期的な確認が大切です。

■忘れていませんか? (国の建物点検)

~人事院規則10-4に基づく事務室の照度確保、照明設備の点検~

前号44号では、人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)第15条に定められた 「各省各庁の長が『勤務環境等について講ずべき措置』」と、その措置の一例として「機械換気設備の点検」を紹介しました。

今号でも、上記の措置の一例として、<u>事務室の照度確保、照明設備の点検について</u>紹介します。

- 1. 人事院規則10-4(職員の保健及び安全保持)の運用について (昭和62年12月25日職福—691)
 - 各省各庁の長が「勤務環境等について講ずべき措置」のうち、照度については、
 - ·労働安全衛生規則(安衛則)第604条及び事務所衛生基準規則第10条の規定の例による 措置を講ずる
 - ・具体的には、日本工業規格(JIS) Z 9110及び Z 9125に定める照度を維持するよう努めるものとされています。

2. 事務室の照度

安衛則第604条及び事務所衛生基準規則第10条 第1項に基づき、各省各庁の長は、職員を常時就業させる室(事務室)の作業面の照度^{※1}について、右表の 「作業の区分」に応じた「基準」に適合させなければなりません。

作業の区分	基準		
精密な作業	300	l x(ルクス)以上	
普通の作業	150	l x 以上	
粗な作業	70	l x 以上	

- ※1 事務室の作業面の照度を確認する場合、机上作業を想定し、机上面から5cm以内の高さ 又は床面から75~85cmの高さで、照度計を用いて測定。
- 一方、JIS Z 9110及びZ 9125では、事務室の作業面で維持すべき照度が、
 - ・推奨値:750 lx(ルクス)
 - ·推奨範囲:500~1,000 lx^{※2}
- ※2 東日本大震災後の節電対策に配慮し、平成23年5月の改正で推奨範囲(下限値)が明示。 と定められ、通常、庁舎の新築や改修工事で照明器具を新設・更新する際、<u>この「維持</u> すべき照度」を確保しています。

照度の測定には、特段、その周期や記録に関する規定はありませんが、施設管理者は、事務室が暗いと感じる場合や、節電対策のため事務室内で「間引き照明」を行った場合、照度を確認する必要があります。照度計がお手元にあれば、比較的操作が簡単なため、職員自らでも測定できます^{※3}。

※3 詳しい測定方法は、JISC7612を参照。



照度計

3. 照明設備の点検

(1) 点検の対象、周期

事務所衛生基準規則第10条第3項に基づき、各省各庁の長には、<u>事務室の照明</u> 設備について、六月以内ごとに一回、定期点検が義務づけられています。

点検対象となる建物は、事務室を含むものが該当のため、<u>ほぼ全ての庁舎が対象</u>ですが、点検範囲は、<u>事務室の照明設備に限定</u>されます。

(2) 点検の内容、資格

<u>電球、反射笠などの汚れ、破損又は機能劣化などが見られないか、照度低下の</u> <u>原因となる内容</u>を目視で点検します(「事務所衛生基準規則の解説」参照)。 点検資格に関する規定はないため、職員自らでも点検できます。

■台風、大雨への「事前の備え」は大丈夫ですか?

台風や大雨が発生しやすい時期になりました。これらによる風水害には、事前の気象情報 で、ある程度備えることができます。

以下、庁舎の風水害対策に関する事前点検のポイントを示します。点検の実施とともに必 要な準備を行っていただくよう、「事前の備え」をお願いします。

- <事前点検の目的> 1. 強風による破損、転倒などの防止
 - 2. 物の飛散による周辺への二次災害の防止
 - 3. 室内への雨水などの浸入防止
 - 4. 執務に支障がないような執務環境の保持

<主なチェックポイント>

- ...以下※印の内容は、本号「建物の不具合をなくしましょう!!(その18 屋外編)」でも取りあげています。
 - □ 外壁の仕上げ材に、剥落、浮きがないか?
 - □ 窓ガラスに、傷、破損がないか?
 - □ 屋外(敷地、屋上、屋外階段、バルコニーなど)において、排水口(ルーフドレイン)、とい、排水桝、 排水溝の排水状況が良好か? (例:泥だまりがないか? 堆積物で塞いでいないか?)
 - □ 屋外に、飛散や落下のおそれがある機材、物品、ゴミなどがないか? (アンテナ、機器、金具などの固定状況※、樹木の枝枯れにも注意!)
 - □ 工作物(屋外掲示板、庁名板、外灯など)の支柱や樹木に、倒壊のおそれがないか?※
 - □ 防水堤や止水板が作動するか?(又は設置できる状態にあるか?)
 - □ 非常用照明や共用部分の照明が点灯するか?
 - □ 自家発電機の燃料が蓄えられているか?
 - □ 飲料用貯水槽のふたが密閉、施錠されているか?

本年度、官庁施設保全連絡会議にご出席いただいた方には、庁舎の風水害対策に関す る事前点検の詳細項目をまとめたチェックシートを配布していますので、ご活用くださ L10

なお、国の施設管理者の方は、台風や大雨で庁舎が被害にあった場合、最寄りの保全 指導・監督室又は各営繕事務所までご連絡ください。報告様式については、FAX送信票 「被害・故障チェックリスト」をご利用ください。

■今夏の電力需給対策について

今年5月16日(金)、政府の「電力需給に関する検討会合」において、「2014年度夏季の 電力需給対策」が決定されました。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧下さい。

http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html

※オフィスビルの管理者向け節電メニューも載っています。

事 務 局

九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 TEL 092-476-3537 FAX 092-476-3486

E-メールアト゛レス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導·監督室 保全指導係 TEL 092-476-3539 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL 096-355-6122 熊本営繕事務所 技術課 〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1

鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21